

原議保存期間5年  
(平成19年12月31日まで)

各附属機関の長  
各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
庁内各局部課長

警察庁丙人発第211号  
平成14年7月15日  
警察庁長官官房長

### 懲戒処分指針の改正について(通達)

警察職員に対する懲戒処分については、各任命権者において、「懲戒処分指針の制定について」(平成12年9月20日付警察庁丙人発第105号)にのっとり、懲戒権を行使してきたところであるが、このたび、監督責任に係る処分についての適用関係を明確にするための措置等を講じるため、別添のとおり「懲戒処分指針」を改正した。

改正の要点及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理に遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 第1 改正の要点

##### 1 監督責任関係

(1) 警察職員を管理監督する立場にある警察職員(以下「管理監督者」という。)の規律違反行為として、「管理監督上の行為」を追加した。

(懲戒処分指針(以下「指針」という。)第1の1及び第2の3)

(2) 管理監督者が、部下職員の規律違反行為を隠ぺいするなどした場合に、「職務遂行上の行為」としてその責任を問うこともあり得ることを明示した。

(指針第1の1)

(3) 管理監督者に対する懲戒処分が適正に行われるよう、実際の処分に当たって考慮すべき事項として、「部下職員の規律違反行為の態様及びこれに対する懲戒処分の種類」を明示した。

(指針第1の2)

## 2 道路交通法の一部改正関係

道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）の施行に伴い、所要の措置を講じた。

（指針第2の2）

### 第2 運用上の留意事項

#### 1 管理監督者の監督責任を問うに当たっては、部下職員による規律違反行為について、

認識又は認識可能性が存在すること

防止可能性が存在するにもかかわらず、防止するための措置をとらず、又は防止するための措置が不十分であること

を基本的要件とし、「責任あるところに処分あり。処分あるところに責任あり。」を旨とした懲戒権の適正な行使に努めること。

#### 2 管理監督者が、部下職員による規律違反行為の認識可能性及び防止可能性を有していたか否かについては、当該管理監督者の組織上の地位、職務内容その他の具体的諸事情の下で、通常求められる具体的注意義務に照らして判断すること。

なお、管理監督者に対する実際の処分に当たっては、諸要素を総合的に考慮し、事案の内容によっては、懲戒処分とせずに、監督上の措置を行うこと等もあり得るものである（指針第1の2）が、「部下職員による規律違反行為の認識の可能性及び防止可能性の程度」から導かれる基本的考え方は、以下のとおりであるので参考とされたい。

部下職員による規律違反行為の認識可能性又は防止可能性が低いと認められる場合には、監督上の措置が相当である。

部下職員による規律違反行為の認識可能性又は防止可能性がなく、かつ、平素から、業務管理、職務倫理教養、身上監督等の措置を適切に講じていたと認められる場合には、不問が妥当である。

## 懲戒処分の指針

### 第1 基本的事項

1 この指針は、規律違反行為の態様として、

- ・ 職務遂行上の行為
- ・ 私生活上の行為
- ・ 管理監督上の行為

を示している。

なお、懲戒処分を受けるなどした警察職員を管理監督する立場にある警察職員が、当該部下職員の規律違反行為発生等を認識していたにもかかわらず、当該規律違反行為を隠ぺいするなどした場合、事案の内容によっては、職務遂行上の行為としてその責任を問うこともあり得るものである。

2 この指針は、基本となる懲戒処分の種類を示したものであり、実際の処分に当たっては、

- ・ 当該行為の動機、態様及び結果
- ・ 当該行為の他の職員及び社会に与える影響
- ・ 職員の職責の内容
- ・ 職員の当該行為の前後における態度
- ・ 職員が過去に行った規律違反行為の状況
- ・ 部下職員の規律違反行為の態様及びこれに対する懲戒処分の種類

等を総合的に考慮するものとし、事案の内容によっては、この指針に定める懲戒処分の種類とは異なる処分を行うこと、懲戒処分とせずに監督上の措置である訓戒等を行うこと等もあり得るものである。

3 また、この指針に掲げられていない規律違反行為で公務員法に基づき懲戒をすべき場合には、この指針を参考にして懲戒処分の種類を決定するものとする。

4 なお、刑事手続は懲戒処分に係る手続とは別個に進められるが、公務員法に定めるところにより、禁錮以上の刑が確定した場合には当該職員は失職することとなることに留意されたい。

## 第2 規律違反行為の態様と懲戒処分の種類

### 1 職務遂行上の行為

	規律違反行為の態様	懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
	被疑者その他の者に対してわいせつな言動をすること(重大なもの)	免職又は停職	刑法第 195 条(特別公務員暴行陵虐) 7年以下の懲役又は禁錮
	被疑者その他の者に対してわいせつな言動をすること(上記以外のもの)	減給又は戒告	
	被疑者その他の者に対して暴行を加えること(重大なもの)	免職又は停職	
	被疑者その他の者に対して暴行を加えること(上記以外のもの)	減給又は戒告	
捜査	調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を偽造・変造すること(重大なもの)	免職又は停職	刑法第 104 条(証拠隠滅等) 2年以下の懲役又は 20万円以下の罰金、第 155、156、159 条(公文書偽造等) 1年以上 10年以下の懲役等
	調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を偽造・変造すること(上記以外のもの)	減給又は戒告	
一般に	調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を故意に毀棄するこ	免職又は停職	刑法第 258 条(公用文書等毀棄) 3月以上 7年以下の懲役、第 261

関 す る も の	と（重大なもの）		条（器物損壊等）3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料
	調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を故意に毀棄すること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	証拠物件を窃取又は横領すること	免職又は停職	刑法第235条（窃盗）第253条（業務上横領）10年以下の懲役
	過失により調書、被害届若しくは捜査報告書又は証拠物件を紛失することにより、捜査・公判に支障を生じさせること	減給又は戒告	
	職務を怠り時効が完成するなど捜査に支障を生じさせること	減給又は戒告	
	要件の整った告訴・告発を受理しないこと	減給又は戒告	
	正当な理由なく暴力団員等捜査対象者その他の捜査関係者から飲食物等の提供を受けること	減給又は戒告	
関 す る も の	被留置者に対してわいせつな言動をすること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第195条（特別公務員暴行陵虐）7年以下の懲役又は禁錮
	被留置者に対してわいせつな言動をすること（上記以外のもの）	減給又は戒告	

留置業務に 関する もの	被留置者に対して暴行を加えること（重大なもの）	免職又は停職	
	被留置者に対して暴行を加えること（上記以外のもの）	減給又は戒告	
	過失により被留置者の逃走を生じさせること	停職、減給又は戒告	
	被留置者の物を窃取又は横領すること	免職又は停職	刑法第 235 条（窃盗） 第 253 条（業務上横領）10 年以下の懲役
	過失により被留置者の物を紛失すること	戒告	
	規程に違反して被留置者に飲食物等を与えるなどすること	減給又は戒告	
	自殺等の事故を防止するために巡回等適切な措置をとらないこと	減給又は戒告	
	重大な過失により留置場内に危険物等を持ち込まれること	減給又は戒告	
	交通切符等を偽造・変造すること（重大なもの）	免職又は停職	刑法第 155 条、156 条、159 条（公文書偽造等）1 年以上 10 年以下の懲役等
交通切符等を偽造・変造すること	減給又は戒告		

	(上記以外のもの)		
	調書その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を偽造・変造すること (重大なもの)	免職又は停職	刑法第 104 条(証拠隠滅等) 2 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金、第 155、156、159 条、161 条の 2(公文書偽造等) 1 年以上 10 年以下の懲役等
	調書その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を偽造・変造すること (上記以外のもの)	減給又は戒告	
交 通 指 導 取 締 り に 関 す る も の	交通切符その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を故意に毀棄すること(重大なもの)	免職又は停職	刑法第 258 条(公用文書等毀棄) 3 月以上 7 年以下の懲役、第 261 条(器物損壊等) 3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料
	交通切符その他の文書、電磁的記録又は証拠物件を故意に毀棄すること(上記以外のもの)	減給又は戒告	
	過失により作成済みの交通切符その他の文書又は証拠物件を紛失することにより、交通指導取締りに支障を生じさせること	減給又は戒告	
	職務を怠り時効が完成するなど交通指導取締りに支障を生じさせること	減給又は戒告	
	特定の者の利益を図るため当該者の違反を取り締まらないこと(重	免職又は停職	刑法第 103 条(犯人蔵匿等) 2 年以下の懲役又は 20 万円以下の

	大なもの)		罰金
	特定の者の利益を図るため当該者の違反を取り締まらないこと(上記以外のもの)	減給又は戒告	
装 備 品 に 関 す る も の	法令に違反してけん銃を使用すること	免職又は停職	銃刀法第3条、31条の3 3年以上の有期懲役
	過失によりけん銃を暴発させ、人を死傷させること	免職、停職又は減給	刑法第211条(業務上過失致死傷等)5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
	過失によりけん銃を暴発させること	戒告	
	過失によりけん銃を紛失すること	減給	
	過失によりけん銃の弾を紛失すること	戒告	
	過失により警察手帳を紛失すること	戒告	
	でい酔者その他保護すべき者に対して暴行を加えること(重大なもの)	免職又は停職	刑法第195条(特別公務員暴行陵虐)7年以下の懲役又は禁錮
	でい酔者その他保護すべき者に対して	減給又は戒告	

	して暴行を加えること（上記以外のもの）		
	でい酔者その他保護すべき者に対して事故等を防止するため適切な措置をとらないこと	停職、減給又は戒告	刑法第 211 条（業務上過失致死傷等）5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金
その他	賄賂を受け取ること	免職又は停職	刑法第 197 条～ 197 条の 4（収賄等）7 年以下の懲役等
規律	勤務時間中に遊技等をする事	停職、減給又は戒告	
違反	失踪をすること	免職、停職又は減給	懲戒処分のほか、分限処分についても検討する。
する	職務上知り得た秘密を漏らすこと（重大なもの）	免職又は停職	国家公務員法第 100 条、109 条 地方公務員法第 34 条、60 条
もの	職務上知り得た秘密を漏らすこと（上記以外のもの）	減給又は戒告	1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金
	セクシャル・ハラスメントをすること	減給又は戒告	
	選挙運動その他の制限されている政治的行為をすること	停職、減給又は戒告	公職選挙法第 136 条、第 241 条 6 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金等 国家公務員法第 102 条、第 110

		条 3 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金
過失により職務執行に支障を生じ るおそれの大きい文書を紛失する こと	減給又は戒告	

## 2 私生活上の行為

	規律違反行為の態様	懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
他 人 の 生 命 ・ 身 体 に 関 す る も の	殺人、強盗、放火又は強姦を犯す こと	免職	刑法第 199 条（殺人） 死刑又は 無期若しくは 3 年以上の懲役等
	他人に対して傷害を与えること	停職、減給又は戒 告	刑法第 204 条（傷害） 10 年以 下の懲役又は 30 万円以下の罰金 若しくは科料
	他人に対して暴行を加えること	減給又は戒告	刑法第 208 条（暴行） 2 年以下 の懲役若しくは 30 万円以下の罰 金又は拘留若しくは科料
他 人	暴行又は脅迫を用いてわいせつな 行為をすること	免職又は停職	刑法第 176 条（強制わいせつ） 6 月以上 7 年以下の懲役

の 自 由 平 穩 に 関 す る も の	のぞきをし、又は下着等を盗撮すること	停職又は減給	いわゆる迷惑防止条例 5 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料等
	公共の乗り物等において痴漢をすること	停職又は減給	
	児童買春をし、又は条例に違反して青少年に対して淫行をすること	免職、停職又は減給	児童買春法第 4 条 3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 いわゆる青少年保護育成条例 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金等
他 人 の 財 産 に 関 す る も の	住居等に侵入して他人の金品等を窃取すること	免職	刑法第 235 条（窃盗）10 年以下の懲役
	路上等に置かれた自転車を窃取又は横領すること	停職又は減給	
	万引きをすること	停職又は減給	
	その他他人の財物を窃取すること	免職又は停職	
	恐喝をすること	免職又は停職	刑法第 249 条（恐喝）10 年以下の懲役
	器物を損壊すること	減給又は戒告	刑法第 261 条（器物損壊等）3 年以下の懲役又は 30 万円以下の

		罰金若しくは科料
	公共の乗り物に無賃乗車をするこ と	減給又は戒告 鉄道営業法第 29 条 2 万円以下 の罰金又は科料
道 路 交 通 に 関 す る も の	政令酒気帯び運転で人身事故を起 こすこと	免職又は停職 刑法第 211 条（業務上過失致死 傷等）5 年以下の懲役若しくは 禁錮又は 50 万円以下の罰金
	政令酒気帯び運転で物損事故を起 こすこと	免職、停職又は減 給 道路交通法第 65 条、70 条、117 条の 4 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
	酒酔い運転をすること	免職又は停職 道路交通法第 65 条、117 条の 2 3 年以下の懲役又は 50 万円以 下の罰金
	政令酒気帯び運転をすること	停職又は減給 道路交通法第 65 条、117 条の 4 1 年以下の懲役又は 30 万円以 下の罰金
	ひき逃げをすること	免職又は停職 道路交通法第 72 条、117 条 5 年 以下の懲役又は 50 万円以下の罰 金
	当て逃げをすること	停職又は減給 道路交通法第 72 条、117 条の 5 1 年以下の懲役又は 10 万円以 下の罰金

	無免許運転をすること	免職、停職又は減給	道路交通法第 64 条、117 条の 4 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
	最高速度違反（非反則行為）であって悪質な違反をすること	減給又は戒告	道路交通法第 22 条、118 条 6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金
その他 規律に 違反する もの	賭博をすること	減給又は戒告	刑法第 185 条（賭博）50 万円以下の罰金又は科料
	覚せい剤その他薬物を所持又は使用すること	免職	覚せい剤取締法第 19 条、41 条の 3 10 年以下の懲役等
	許可を受けずに営利企業に従事するなどすること	減給又は戒告	国家公務員法第 103 条、第 109 条 1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金
	公務の信用を失墜するような不相応な借財、不適切な異性交際等の不健全な生活態度をとること	戒告	

### 3 管理監督上の行為

規律違反行為の態様	懲戒処分の種類	関連刑罰法令等
部下職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、当該部下職員の規律違反行為	停職又は減給	

<p>発生の認識があるにもかかわらず、防止するための措置をとらず、又は防止するための措置が不十分であること</p>		
<p>部下職員が懲戒処分を受けるなどした場合で、当該部下職員の規律違反行為発生の認識可能性があるにもかかわらず、防止するための措置をとらず、又は防止するための措置が不十分であること</p>	<p>減給又は戒告</p>	